

『水洗便所改造資金 融資あっせん及び利子補給制度』 『私道への助成制度』について



静岡市上下水道局 下水道部
下水道計画課



1. 水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度について
2. 私道への助成制度について
3. 変更点について

(1) 水洗便所改造資金融資あっせん 及び利子補給制度とは？

！
水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度

公共下水道への切り替え工事に必要な資金について、お客様が金融機関からの融資を利用される際、市が金融機関に利子を補給する制度です。

※お客様が制度のご利用を希望する場合、必要書類の提出は、**施工業者様**に行っていただくことになります。



(2) 制度の内容①

【融資金額】

工事費の範囲内で200万円まで（1万円単位）

【償還方法】

元金均等月賦償還

（12、24、36、48、60ヶ月の中から選べます。）

【取扱金融機関】

静岡市内の清水銀行、スルガ銀行、静岡信用金庫、
しずおか焼津信用金庫、島田掛川信用金庫、
静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、静岡県労働金庫
※ゆうちょ銀行やメガバンク、静岡銀行、静岡中央銀行は
対象外です。

！
水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度



(2) 制度の内容②

【申請者の条件】

- (1) 処理区域内（下水道を利用できる地域）の建築物の所有者、若しくは占有者※であること。
※占有者…同居人、マンションの区分所有者など
（建築物の所有者の同意を得ていること。）
- (2) 下水道事業受益者負担金及び市税（市民税、固定資産税）の滞納がないこと。
- (3) 連帯保証人があること。
- (4) 新築、法人でないこと。
（既設の建物を所有若しくは占有する個人からの申請であること。）
- (5) 融資金の償還について十分な能力を有すること。

【連帯保証人の条件】

- (1) 下水道事業受益者負担金及び市税（市民税、固定資産税）の滞納がないこと。
- (2) 弁済の能力を有するものであること。

！
水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度



(3) 提出書類

- ① 静岡市水洗便所改造資金融資あっせん申請書
(上下水道局庁舎6階 下水道計画課の窓口で配布 または、
静岡市ホームページからダウンロードできます。)

静岡市 下水 融資あっせん

検索



- ② 申請者及び連帯保証人の納税証明書

(前年度の市民税・固定資産税ともに)

※今年度中の申請であれば令和6年度、

来年度の申請であれば令和7年度の納税証明書が必要です。

※各区役所や証明書コンビニ交付サービスなどで取得可能です。

(有料)

※申請の直近(おおよそ3ヶ月以内)に交付されたものを
提出してください。

- ③ 計画確認申請書 (数量表ほか添付書類一式を含む)

！
水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度



(4) 留意点

- ① 制度利用の申込みを行ったとしても、
確実に融資を受けられる訳ではありません。
(市・金融機関それぞれに審査があり、
市の審査を通過しても、
金融機関の審査基準を満たさない場合があります。)

申請前に金融機関に相談されることをお勧めします。

- ② 必要書類に不備がある場合、審査が遅れ、
着工時期が遅れてしまうことがあります。

必要書類に不備がないか、十分ご確認の上、
ご提出下さい。

(住所、氏名、口座情報、納税証明書の年度等)

！ 水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度



1. 水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度について
2. 私道への助成制度について
3. 変更点について



2. 私道への助成制度とは？

私有財産である私道へ下水管を入れるには、個人の負担で行うことが原則です。

しかし、できるだけ早く多くの方に公共下水道に接続していただくため、静岡市では私道に対して2つの助成制度を設けています。

① **公共**下水道布設制度

② **共同**下水管設置費補助金制度



2－①. 公共下水道布設制度とは？

2.

私道への助成制度
(公共下水道布設制度)

道幅・延長等、一定の要件を満たす私道について、住民からの申請に基づき、市が道路の下水管部分の工事費用を全額負担し、公共下水管を布設するという制度です。

(ただし、宅内の切替工事費は個人負担です。)

※制度利用にあたっては、対象の私道沿いにある家屋・土地の所有者全員の同意が必要、供用開始から3年以内でなければ対象とならない等、幾つかの要件があります。

※公共下水道布設制度について、市民の方からご相談があった場合には、以下の連絡先までお問合せいただくようお願い下さい。

問合せ先：下水道計画課 下水道接続推進係

電話番号：054-270-9206

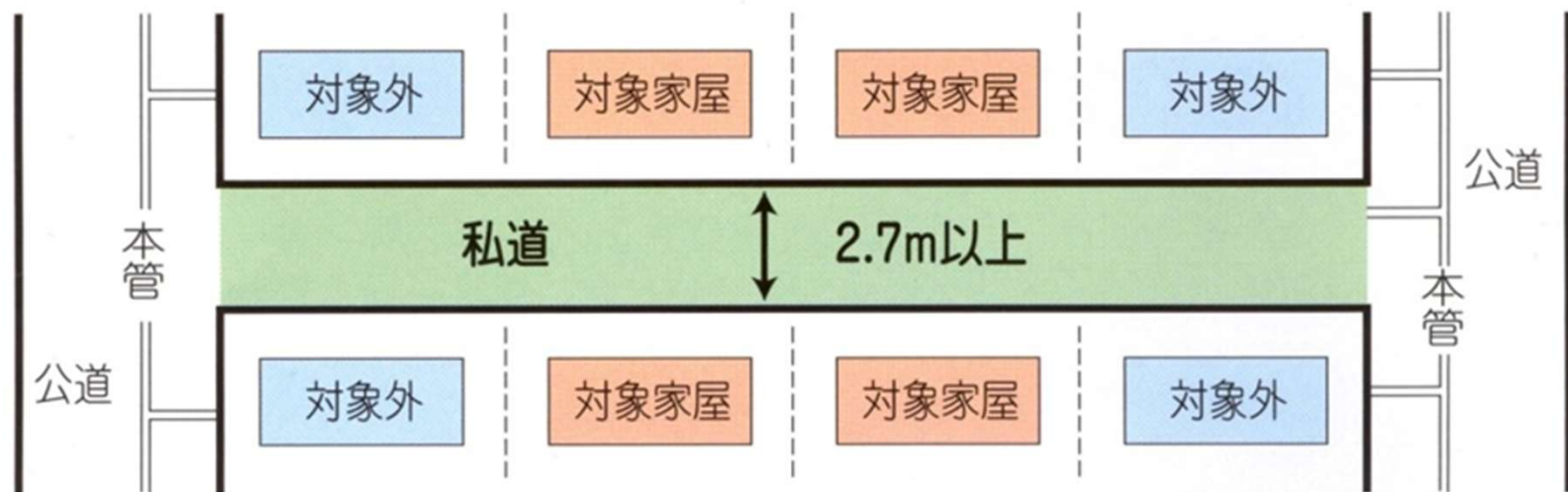


2-①. 公共下水道布設制度とは？

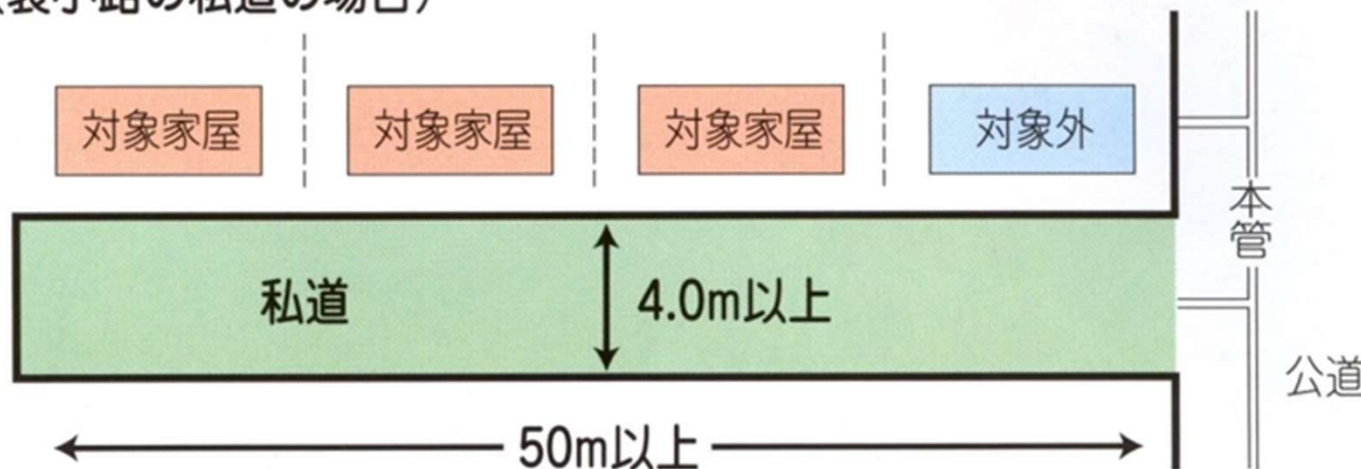
2.

私道への助成制度
(公共下水道布設制度)

※図の1 (通り抜きの私道の場合)



※図の2 (袋小路の私道の場合)



2－②. 共同下水管設置費補助金 制度とは？

私道の沿線住民が、共同で使用する下水管（共同下水管）を私道に設置する際、住民からの申請に基づき、静岡市が工事費用の一部を補助する制度です。

（ただし、宅内の切替工事費は対象とはなりません。）

※設置された共同下水管は個人の財産ですので、将来的な維持管理は設置者（利用者）が行うことになります。
（設置した共同下水管に修繕等が必要な場合、市では対応できませんのでご了承ください。）

2.
私道への助成制度
（共同下水管設置費補助金制度）



(1) 制度の内容

【交付の主要要件及び条件】

- (1) 生活の用に供している私道であること。
- (2) 家屋所有者及び土地所有者が 2人以上 いること。
(※家屋所有者1人以上含む)
- (3) 下水道事業受益者負担金の滞納がないこと。
- (4) 市税（市民税、固定資産税）の滞納がないこと。
- (5) 工事完了後、3か月以内に宅内切り替え工事を行うこと。

【申請受付期間】

毎年 4月から12月まで

(申請年度内に工事完了検査まで終了する必要があるため。)

※ただし、当年度の予算がなくなった場合は、受付を終了します。

2.
私道への助成制度
(共同下水管設置費補助金制度)



(2) 補助額①

【同意割合】

補助金は、『補助金の算定額』に、私道利用者の同意割合※を乗じた額で計算します。

※同意割合

…対象私道沿いで、共同下水管を設置することで下水を排除することができる全ての家屋所有者（更地の場合は土地所有者）※のうち、共同下水管設置に同意している者の割合。

※家屋、土地が共有名義の場合は、その代表者

(例) 補助金の算定額が100万円で、対象となる家屋（土地）所有者の4/5が同意している場合
100万円 × 4/5 = 80万円



(2) 補助額②

【補助割合】

制度の利用期限はありませんが、
供用開始からの経過年数により補助割合※
が異なります。

※供用開始から3年以内 … 100%

(例) 100万円 × 4/5 = 80万円

供用開始から3年経過後 … 90%

(例) 100万円 × 4/5 × 90% = 72万円

供用開始から
3年以内に申請し
た方が、補助率が
高いんだね！

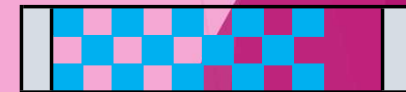


【補助金の算定額】

補助金は『業者の算定額』ではなく、数量表を基に計算した
『市の単価による算定額』を『補助金の算定額』とします。

このため、補助率が100%であっても、申請者に費用負担が
生じることがあります。

2. 私道への助成制度
(共同下水管設置費補助金制度)



(3) 提出書類

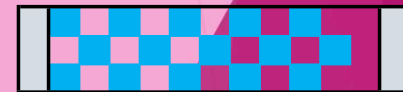
	提出書類	書類配布(交付)場所
申請時	・申請書 ・委任状 ・土地使用承諾書(私道)	下水道計画課(窓口配布又は静岡市HPからダウンロード)
	・私道敷地の公図の写し及び登記事項要約書	法務局(有料)
	・家屋の資産証明書(申請者全員分) (毎年1月1日付けで更新される最新のもの) ※家屋がない場合は土地の資産証明書	各区役所(有料)
	・前年度の納税証明書(申請者全員分) (市民税、固定資産税)	各区役所、 証明書コンビニ交付サービス(有料)
	・私道の写真 ・計画確認申請書等、工事に係る書類一式	—
申請時 変更	・変更申請書 ・変更理由書	下水道計画課(窓口配布又は静岡市HPからダウンロード)
	・写真(変更内容がわかるもの) ・計画確認申請書等、工事に係る書類一式	—
完了後 工事	・工事完了報告書 ・委任状 ・補助金請求書	下水道計画課(窓口配布又は静岡市HPからダウンロード)

※資産証明書や納税証明書は、基本的に申請者が用意するものです。
(代理で取得する場合は委任状が必要です。)

2.

私道への助成制度

(共同下水管設置費補助金制度)



(4) 留意点等

① 変更申請を忘れずに！

工事の数量・金額等に変更が生じた場合、
工事完了後に**変更申請**を行う必要があります。

ただし、当初の総工事費から30%以上の増額が見込まれる
場合は、直ちに必要書類を提出して下さい。

(必要書類については、市ホームページを参照。)

② 変更理由書の書き方について

変更理由について経緯がわかるように、日付等を
記載して下さい。

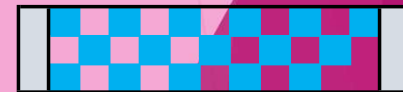
※静岡市ホームページに**記載例**を掲載しています。

申請書ダウンロードページの提出書類欄をご確認ください。

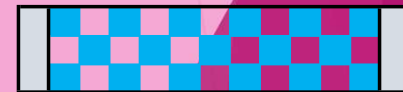
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s9532/p2552.html>

2.

私道への助成制度
(共同下水管設置費補助金制度)



1. 水洗便所改造資金融資あっせん
及び利子補給制度について
2. 私道への助成制度について
3. 変更点・周知事項について



(1) 制度の変更点

① 申請書類への押印廃止（契約書は除く）

- ・令和4年度から、申請書類への押印が廃止になりました。
 - ・申請書類へは、申請者が署名又は記名をして下さい。
- ※訂正がある場合は、二重線で訂正して下さい。（訂正印不要）

② 受付窓口の変更

- ・令和5年度から、
『水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度』及び
『共同下水管設置補助金制度』の申請受付窓口が、
下水道計画課 下水道接続推進係（上下水道局庁舎6階）
に変わりました。
- ※ただし、『排水設備計画確認申請』の窓口は、
葵・駿河区は下水道維持課 排水設備係（上下水道局庁舎 5階）
清水区は下水道事務所（清水庁舎6階）です。



(2) チェックリスト活用のお願い

融資あっせん、共同管補助金の申請時に、
チェックリストをご活用ください。

3. 変更点・周知事項

手続きの進捗が
皆で共有できて
分かりやすいね！

手続きの手順、
必要書類や書類の
提出先が一目で
分かるね！

【配布場所】

- ・ 下水道計画課窓口
(上下水道局庁舎 6 階)
- ・ 静岡市ホームページ



私道共同下水管設置費補助金申請に係るチェックリスト

申請者・工事店			手続き内容	修正 依頼日	担当者	受付日	担当者
1	申請者	工事店	私道共同下水管設置費補助金申請書及び必要書類用意			11/25	山本
2	工事店	下水區総務課	共同管補助金申請書一式提出 【必要書類チェックリスト(シート2)を参照のこと】	11/26	工務	11/29	江野
3	工事店	(変更・訂正) 7/4-8/4(申請・4/2025) (5/4/2)	下水區総務課の受付印が押された排水設備計画確認申請書と工事書 を提出				
4	申請	下水區総務課	審査後、計画確認申請書(本書)を補助金審査担当へ提出				
5		下水區総務課	補助金申請書審査、交付決定手続(事業決定・支出負担行為)				
6	下水區総務課	(変更・訂正) 7/4-8/4(申請・4/2025) (5/4/2)	交付決定後、計画確認申請書(本書)を工事書担当へ提出				
7	下水區総務課	申請者	交付決定通知を添付				
8	(変更・訂正) 7/4-8/4(申請・4/2025) (5/4/2)	工事店	工事施工許可の取得、工事開始				
10	申請者	工事店	補助金請求書及び請求に関する委任状を提出 (工費に変更があった場合、私道共同下水管設置費補助金交付決定 必要申請書も併せて提出)				

静岡市 共同下水管補助金

検索

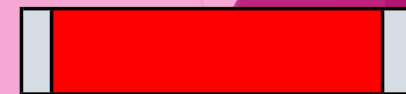


(3) 各書類の提出先及び問合せ先

【各書類の提出先・問合せ先】

静岡市葵区七間町15番地の1 上下水道局庁舎 6階
下水道計画課 下水道接続推進係
TEL：054-270-9206

※ただし、『排水設備計画確認申請』の窓口は、
葵・駿河区は下水道維持課 排水設備係（上下水道局庁舎 5階）
清水区は下水道事務所（清水庁舎 6階）です。



終 わ り

ご清聴ありがとうございました。



ありがとう
ございました。